

枚方市議会定例会議案書
(令和7年9月定例会)
(別冊)

目 次

専決第9号	損害賠償の額を定めることについて	・・・	1
-------	------------------	-----	---

専決第9号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年（2025年）8月25日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 賠償の相手方 大阪市所在の法人

2. 事件の内容 令和7年4月23日付け及び6月23日付けで大阪市所在の法人から請求があった枚方市立総合スポーツセンター（第2駐車場外灯）の令和7年4月分及び6月分の2件の電気料金の納付にあたり、本市観光にぎわい部において支払期限内に納付が完了せず、5月20日から6月10日までの22日分及び7月19日から8月6日までの19日分の延滞利息が発生したものである。

3. 賠償の額 金 50円

4. 賠償の内容 本市は、電気需給契約に基づき、相手方に延滞利息として金50円を支払う。